

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十九号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項の次に次のように加える。

二十 四の 二	特定保険業 認可申請手 数料	保険業法等の一部を改正する法 律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項の規定に基 づく特定保険業の認可の申請に 対する審査	十五万円	認可申請 のとき。
---------------	----------------------	---	------	--------------

別表第一中百四十七の十二の項を百四十七の十六の項とし、百四十七の二の項から百四十七の十一の項までを百四十七の六の項から百四十七の十五の項までとし、百四十七の項の次に次のように加える。

百四 十七 の二	喀痰吸引等 の認定特定 行為業務従 事者認定証 交付手数料	社会福祉士及び介護福祉士法(昭 和六十二年法律第三十号)附 則第四条第一項の規定に基づく 喀痰 ^{かくたん} 吸引等の認定特定行為業務 従事者認定証の交付(社会福祉 士及び介護福祉士法施行規則(昭 和六十二年厚生省令第四十九 号)別表第三第一号の基本研修 及び同表第二号の实地研修を修 了した者(次項において「研修	五百円	交付申請 のとき。
----------------	---	---	-----	--------------

				修了者」という。)に係るものを除く。)
--	--	--	--	---------------------

百四十七の三	喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料	社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の規定に基づく喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者認定証の再交付(研修修了者に係るものを除く。)	五百円	再交付申請のとき。
--------	----------------------------	--	-----	-----------

百四十七の四	喀痰吸引等の登録特定行為事業者登録申請手数料	社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の規定に基づく喀痰吸引等の登録特定行為事業者の登録の申請に対する審査	五百円	登録申請のとき。
--------	------------------------	--	-----	----------

百四十七の五	喀痰吸引等の登録特定行為事業者登録更新申請手数料	社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の規定に基づく喀痰吸引等の登録特定行為事業者の登録の更新の申請に対する審査	五百円	登録更新申請のとき。
--------	--------------------------	---	-----	------------

別表第一の百四十九の五の項の次に次のように加える。

百四十九の六	介護サービス情報調査事務手数料	介護保険法第一百五十五条の第三十五第三項の規定に基づく介護サービス情報の調査	二万七千円以内で規則で定める額	介護サービス情報の報告のとき。
--------	-----------------	--	-----------------	-----------------

別表第一の二百三十七の項中「五千五百円」を「六千円」に改める。

別表第二の七の三の項中「八千円」を「七千七百円」に改め、同表七の六の項及び七の七の項を削り、同表の備考3中「千円」を「七百円」に改める。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県保健環境研究センター手数料条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の7中「九千円」を「九千九百円」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第三条 興行場法施行条例(昭和五十九年九月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「八千五百円」を「九千四百円」に改める。

(奈良県産業会館条例の一部改正)

第四条 奈良県産業会館条例(平成二十二年三月奈良県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表の備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 大ホールの使用には、舞台控室の使用を含む。

別表の一の2中「経営研修室等」を「会議室等」に改め、同表の一の2の表経営研修室の部中「経営研修室」を「会議室」に、「A」を「1」に、「B」を「2」に、

「C」を「3」に、

D	
〇〇円	二、五
〇〇円	二、五
〇〇円	五、〇
〇〇円	三、〇
〇〇円	五、五
〇〇円	三、〇
〇〇円	五、五
〇〇円	八、〇

を

5		4	
〇〇円	二、五	〇〇円	二、五
〇〇円	二、五	〇〇円	二、五
〇〇円	五、〇	〇〇円	五、〇
〇〇円	三、〇	〇〇円	三、〇
〇〇円	五、五	〇〇円	五、五
〇〇円	八、〇	〇〇円	八、〇

に改める。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正)

第五条 奈良県森林技術センター手数料条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の2中「七千二百円」を「七千九百円」に、「一万二千二百円」を「一万三千四百円」に、「八千百円」を「八千九百円」に改め、同表の一の5中「一万二千五百円」を「一万三千八百円」に改め、同表の一の6中「七千四百円」を「八千百円」に、「八千六百円」を「九千五百円」に改め、同表の一の7中「一万三千二百円」を「一万四千五百円」に、「二万円」を「二万二千元」に、「一万二千元」を「一万三千二百円」に改め、同表の二の1中「七千四百円」を「八千百円」に改め、同表の二の2中「一万三千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同表の二の3中「九千二百円」を「一万百円」に改め、同表の二の4中「六千六百円」を「七千三百円」に改め、同表の二の5及び6中「八千三百円」を「九千百円」に改め、同表の二の7中「九千二百円」を「一万百円」に改める。

(奈良県道路占用料に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県道路占用料に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場から令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設までの項を次のように改める。

令第七 条第七	掲 げ る 施 設	令第七 条第六 号に掲 げる施 設	令第七 条第六 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 を乗じて得た 額
				上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
令第七 条第七	掲 げ る 施 設	令第七 条第六 号に掲 げる施 設	令第七 条第六 号に掲 げる施 設	その他のもの	Aに〇・〇一 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 を乗じて得た 額
					Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額

令第七 条第十 号に掲 げる施 設	令第七 条第八 号に掲 げる施 設及び 自動車 駐車場	令第七 条第九 号に掲 げる応 急仮設 建築物	令第七 条第十 号に掲 げる器 具	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	上空に設けるもの	その他のもの	その他のもの	建築物	その他のもの
				トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

占
用
面
積
一
平
方
メ
ー
ト
ル
に
つ
き
一
年

額	額	額	額	額	額	額	額	額	Aに〇・〇一 一を乗じて得 た額	Aに〇・〇一 四を乗じて得 た額
									Aに〇・〇二 六を乗じて得 た額	Aに〇・〇二 を乗じて得た 額

掲げる 施設	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額

別表の備考5中「令第七条第十号及び第十一号」を「令第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第七条 奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表中十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、同表十三の項中「八百五十円」を「七百五十円」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三	運輸経歴証明書再交付手数料	法第四百四条の四第六項の規定に基づく運輸経歴証明書の再交付	千円	再交付申請のとき。
----	---------------	-------------------------------	----	-----------

第十条第二項の表一の項中「千八百五十円」を「千六百元」に、

法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

二千円

を

法第九十七条の二第一項第三号に該当し

千九百元

に、「四千九百五十円」を「

「

て同項の規定
の適用を受け
る場合

」

四十六百円」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に、「二千百円」を「千八百
円」に、「二千五十円」を「千九百円」に、「二千四百円」を「二千二百円」に、「

三千四百円」を「三千五十円」に、

法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	二千円	受験申請 のとき。
-------------------------------------	-----	--------------

を

法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	千七百五十 円	受験申請 のとき。
法第九十七條 の二第一項第 三号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	千九百円	受験申請 のとき。

に、「二千九百五十円」を「三千五十

円」に、

法第九十七條 の二第一項の	千六百五十
------------------	-------

を

法第九十七條 の二第一項の	千五百円
------------------	------

に、

規定の適用を
受けない場合

規定の適用を
受けない場合

「四千五百円」を「四千六百円」に、「七千七百円」を「七千六百五十円」に、

二千円	千七百円
を	
千六百五十円	千五百五十円

に、「三千円」を「三千円」に、「四千七百

五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表二の項中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に、「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同表三の項中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に、「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に、「千五百円」を「千円」に改め、同表四の項中「二千円」を「二千五十円」に、「千二百円」を「千円」に改め、同表五の項中「三千六百五十円」を「三千六百円」に、「千二百円」を「千円」に改め、同表六の項中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表七の項中「六百円」を「五百五十円」に改め、同表九の項中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千円」に改め、同表十一の項中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に、「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に、「一万四千五百円」を「一万四千五百円」に、「二万二千四百五十円」を「二万千八百五十円」に改め、同表十三の項中「一万五千六百五十円」を「一万五千元」に、「一万二

千五百五十円」を「一万千八百円」に、「九千五百円」を「九千四百五十円」に、「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表十四の項中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同表十五の項中「二千六百円」を「二千四百五十円」に、「二千三百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千五十円」に、「四百百円」を「四千五十円」に、「千三百五十円」を「千四百円」に、「講習一時間について千二百円」を「講習一時間について千二百五十円」に、「七百五十円」を「六百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千百円」に、「二千八百円」を「二千七百五十円」に、「二千七百元」を「二千六百元」に、「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に、「

法第九十二 条の二第一 項の表の備 考一の2に 規定する優 良運転者に 対する講習	七百元
---	-----

法第九十二 条の二第一 項の表の備 考一の2に 規定する優 良運転者に 対する講習	六百元
---	-----

円」に、

を

に、「

千五十円」を「九百五十円」に、「千七百元（）」を「千五百円（）」に、「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同条第三項中「十の項に」を「十一の項に」に改め、同項の表一の項中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千六百元」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「七千五十円」を「七千円」に、「六千七百五十円」を「六千四百円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同表三の項中「二千百五十円」を「二千百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表四の項中「二千百五十円」を「二千百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表五の項中「二千二百円」を「二千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千五十円」を「二

千二百五十円」に改め、同表六の項中「二千二百円」を「千八百五十円」に、

二

千円	千円
を	
千九百五十 円	二千四百五 十円

に、「三千二百円」を「三千百五十円」に改め、

同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表の備考一中「十の項」を「十一の項」に、「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同表の備考二中「十の項」を「十一の項」に、「三百円を、普通自動車免許」を「三百五十円を、普通自動車免許」に、「三百円を、特定第一種運転免許」を「二百円を、特定第一種運転免許」に、「三百円を減ずる」を「三百五十円を減ずる」に改め、同条第四項中「十二の項に」を「十三の項に」に改め、同項の表一の項中「四千四百五十円」を「四千五百円」に、「四千百円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円

千三百円	千三百五十 円	千三百円	二千円
------	------------	------	-----

」に、「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中

「千四百円」を「千三百五十円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同表七

十	
を	
普通自動車免許に係る教習指導 員審査	千二百円

に改め、同表六の項中

に改め、同表四の項及び五の項中

普通自動車免許に係る教習指導 員審査	千二百五 円
-----------------------	-----------

を

千九百円	千五百円	千四百円	円 千四百五十
------	------	------	------------

に改め、同表三の項中

円 千二百五十	円 千二百五十	円 千二百五十
------------	------------	------------

を

千五百円	千三百円	円 千三百五十
------	------	------------



の項中「二千七百五十円」を「二千七百元」に改め、同表の備考一中「十二の項」を「十三の項」に、「三千四百五十円」を「三千円」に、「九百元」を「九百五十円」に、「千五百円」を「千五十円」に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に改め、同表の備考二中「十二の項」を「十三の項」に、「百五十円」を「百円」に改め、同条第五項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の奈良県保健環境研究センター手数料条例に規定する検査の申込みをしている者の当該検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(興行場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の興行場法施行条例に規定する許可の申請をしている者の当該許可に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県産業会館条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県産業会館条例別表の一の2の表に掲げる経営研修室A、B、C又はDの使用の承認を受けている者は、それぞれ同条の規定による改正後の奈良県産業会館条例別表の一の2の表に掲げる会議室1、2、3又は4の使用の承認を受けた者とみなす。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験等の申込みをしている者の当該試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県警察手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二第一項第六号に掲げる講習又は同項第八号に掲げる講習の受講申込みをしている者の当該講習に係る手数料額については、なお従前の例による。